

表 都市計画法・憲法と適正手続

2025.4.27 熊本一規

	旧都市計画法(旧法)	憲法	新都市計画法(新法)	注
制定	大正8年4月5日	昭和21年11月3日	昭和43年6月15日	・都市計画法施行法(昭和43年)2条で、旧法で決定された都市計画は新法で決定されたものとみなす旨規定された。
施行	大正8年11月27日	昭和22年5月3日	昭和44年6月14日	
廃止	昭和44年6月14日	—	—	
適正手続	×全く無し ・主務大臣が都市計画審議会の議を経て決定。 ・内閣が認可。	○憲法31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。 ・刑事手続のみならず、行政手続にも適用される。 ・「告知・聴聞の機会」を設けることがポイント。	○都市計画決定時に適正手続き有り。 ・16条:案作成時に公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置。 ・17条:案決定前に公告・縦覧、住民及び利害関係人の意見書提出。 ・18,19条:都市計画決定には、都市計画審議会の議を経なければならない。	・新法では、都市計画決定時及び変更時に適正手続きが採られる。 ・ただし、公聴会開催等の16条の措置は、「必要があると認めるとき」に講ずるとされている。 ・都市計画審議会には17条の意見書の要旨を提出しなければならない。 ・「事業認可の告示」をもって土地収用法の「事業認定の告示」とみなされる(70条)。 ・土地収用法の事業認定の手続き*1を不要としている理由は、都市計画決定時に適正手続きを経ているから、と説明されている。*2
			○都市計画変更時にも適正手続き有り。 ・変更時に17条～19条を準用。	
			×事業認可時には適正手続き無し。 ・66条は、事業認可の告示後、事業の施行について周知させるための措置であって、適正手続きではない。	

*1:土地収用法の事業認定の際には、適正手続きが義務付けられている(「公聴会の開催」(23条)及び「利害関係人の意見書の提出」(25条))。

*2:建設省都市局都市計画課監修『逐条解説 都市計画法の運用第2次改訂版』617頁。

結論:「旧法下での決定→新法下での事業認可」には適正手続が欠如しており、憲法31条に違反している。

事例

- 西荻窪補助132号線(杉並区) 都市計画決定:昭22.11.26;変更:昭41.7.30;事業認可:令2.4.7
- 阿佐ヶ谷補助133号線(東京都) 都市計画決定:昭41.7.30;事業認可:平27.3.31
- 武蔵野3・4・11号女子大通り(東京都) 都市計画決定:昭37.7.26
- 善福寺川上流調節池事業(東京都) 都市計画決定令6.3.6 ;事業認可令7.1.22
- 世田谷補助52号線(東京都) 都市計画決定:昭21.4.26;昭41年度再決定

都市計画法施行法の適用

- 有り
- 有り
- 有り
- 無し
- 有り